

1. 受 理 番 号 請願第3号

2. 受 理 年 月 日 令和8年2月19日

3. 請 願 の 件 名

令和8年度大津市国民健康保険料の値上げ中止と国民健康保険制度県統一
化中止を求める請願

4. 紹 介 議 員

林 まり、柏木敬友子、小島 義雄、中川 哲也

5. 付 託 委 員 会 教育厚生常任委員会

6. 請 願 趣 旨 別紙のとおり

【別 紙】

[請願趣旨]

物価高騰が国民の暮らしを直撃するなか、自営業者やフリーランス、年金生活者などが加入する国民健康保険の保険料の値上げが、令和8年度も行われようとしています。

そもそも国保は保険料が高すぎるため、加入者にとって過酷な制度となっています。あまりにも高いため、地方議員が見かけだけ法人の理事等となって、自分の保険料を下げるため被用者保険に加入する「国保逃れ」という事態が明らかとなり、強い批判が起こっています。国保加入者は、高齢者や失業者など「4割以上が無職」という状況です。

大津市の国保料は令和7年度、所得250万円、40歳夫婦と就学児1名の3人世帯で、年額431,040円と、所得の実に17.24%にもなっています。その国保料が、本年2月18日の大津市国保運営協議会で示された、令和8年度の標準保険料率による算定結果では、令和8年度は上記の3人世帯で、年額15,021円、率で3.48%の値上げとなっています。加えて、令和8年度から始まる「子ども子育て支援金」年額8,493円が保険料に上乗せ徴収されることで、合計23,514円、率にして5.46%の値上げとなります。その結果保険料は、年額454,554円となり所得の18.18%を占めることとなります。値上げ率は昨年度よりは抑えられたものの、円安の進行により物価高に一層拍車がかかっているもとでは、到底容認できるものではなく生活苦が更に深刻になるだけです。

国保料値上げの背景には、国が進める国保の「都道府県化」があります。滋賀県では、2030年に市町の国保料を全て統一する方針で進んでいます。しかし、この都道府県化は義務ではなく、全ての都道府県が統一に向けて進んでいるわけではありません。国保の都道府県化では、主に次の理由で国保料が更に高くなることが予想されます。①各市町が行っている独自の減免制度が許されないこと、②市町の国保が黒字でも保険料が下げられないこと、③県は国保を絶対に赤字にしないために国保料を高く設定することが予測されること、などです。そもそも、同じ所得といっても、住んでいる市町により、医療を享受できる環境は同じではなく、保険料を同じにする道理が成り立ちません。

自治体によっては、創意工夫でこの過酷な国保料を独自施策で軽減しているところもあります。米原市は18歳以下の子どもの均等割額の年額相当を「子育て世帯応援金」として子どもの保険料を実質ゼロにしています。少子化時代にあって、子

どもが生まれるたびに国保料が課せられる制度は、現代版の人頭税であり、時代に逆行しています。米原市のような創意工夫を大津市にも要望するところです。

そもそも国民健康保険法は第1条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とし、第4条で国保事業の運営の健全化を国と都道府県の責務としており、国保は単なる国民同士の助け合い事業ではありません。

以上の趣旨から以下の項目の実現を強く求め請願を致します。

[請願項目]

- 1 令和8年度の国民健康保険料の値上げを行わないで下さい。
- 2 滋賀県が進める「国保制度の県統一化」に反対して下さい。
- 3 健康保険制度と全く関係のない「子ども子育て支援金」制度の廃止を国に求めてください。